



滋賀県指令県活生第8号

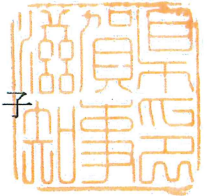
東近江市栗見出在家町 667 番地
塚本 進

平成 23 年 11 月 28 日付けで申請を受け付けた下記の特定
非営利活動法人の設立は、特定非営利活動促進法（平成 10
年法律第 7 号）第 12 条第 1 項の規定により認証します。

平成 24 年（2012 年）2 月 3 日

滋賀県知事

嘉田 由紀 子



記

特定非営利活動法人名

特定非営利活動法人 能登川総合スポーツクラブ

代表者の氏名

塚本 進

主たる事務所の所在地

東近江市山路町 600 番地

定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、日常生活の中から自ら
スポーツを楽しむ、健全な心身の育成を図るとともに生
涯スポーツの振興を通じて、まちづくりの推進や青少年
健全育成等、うるおいとにぎわいのあるまちづくり、人
づくりに寄与することを目的とする。